

岐阜県公報

第 六 百 六 十 七 号
令 和 八 年 三 月 六 日
(金曜日)

目 次

○岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則
告示
(廃棄物対策課) 七九^{ページ}

○道路の区域変更
○道路の供用開始
(道路維持課) 七九

○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)
(同) 八〇

正 誤
(下水道課) 八一

○道路の区域変更中訂正
(道路維持課) 八一

規 則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「又は第十五条の四の四第一項」を「若しくは第十五条の四の四第一項又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十一条第一項若しくは第十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道						類の道路	
明和美 宝良並線						路線名	
同 郡市五〇番一 同 市同 町同 字同 五〇番一 地先まで		同 郡市五〇番一 同 市同 町同 字同 五〇番一 地先まで		同 郡市五〇番一 同 市同 町同 字同 五〇番一 地先まで		区 間	
後	前	後B	前 B A		後	前	別前変区 後更域
三・六 一五・七	三・六 二三・〇	八・一 二六・一	八・一 二六・一 四・一 一五・〇		八・八 三三・六	三・一 三三・一	ル員敷 （メ）地の ーット幅
二・七	二・七	一九六・〇	一九六・〇 二三・二		五七・四	五七・四	ル延 （メ）長 ーット
う分地すに係B A をのる表図は及び い区敷示面関							備考

岐阜県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の 告示年月日 ほか）
一般 国道 三三六 三三六号	中津川市阿木字小屋場七六三 一番五二地先から 同 市同 字同 一番二七地先まで	七六三	五〇・〇	令和 八・三・六	平成 三〇・九・八 令和 八・三・六

岐阜県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の 告示年月日 ほか）
道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の 告示年月日 ほか）

県道	
南濃線 関ヶ原線	
養老郡養老町橋爪字大畔一五 八二番二地先から 同市同町同字同牧田 川右岸堤防敷地先（一五四六 番一八）まで	
二九四・一	
令和 八・三・六	
令和 八・三・三	令和 五・三・七

岐阜県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十一年七月八日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により土岐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
土岐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
土岐都市計画下水道事業 土岐市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十九年二月二十二日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 施行者の名称
瑞穂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 瑞穂市公共下水道
- 三 事業施行期間
令和二年三月三十一日から
令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

。正 誤

（原稿誤り）

平成二十九年九月八日第二千八百七十九号 道路の区域変更（岐阜県告示第四百四十

号) 五五五頁上段の表中

中津川市阿木字小屋場七 六三一 番五二地先 地内	前	五二 二・四	一三・八
中津川市阿木字小屋場七 六三一 番二〇地先 地内	後	二〇 二・八	一三・八
	前	五二 三・四	一三・八
中津川市阿木字小屋場七 六三一 番二〇地先 地内	後	二〇 二・五	二四・〇
	前	五二 九・三	二六・七
中津川市阿木字小屋場七 六三一 番二〇地先 地内	後	二〇 二・七	二六・七
	前	五二 九・三	二六・七
中津川市阿木字小屋場七 六三一 番二〇地先 地内	後	二〇 二・七	三〇・〇
	前	五二 八・七	三〇・〇
中津川市阿木字小屋場七 六三一 番二〇地先 地内	後	二〇 二・二	二五・三
	前	六二 六・六	三四・〇
中津川市阿木字小屋場七 六三一 番二〇地先 地内	後	七〇 四・〇	五五・五
	前	三・四 三・八	五五・五

は、

の誤り。